

富士吉田市立下吉田中学校部活動ガイドライン



令和7年4月

富士吉田市立下吉田中学校

富士吉田市立下吉田中学校部活動ガイドライン

1 ガイドライン策定の趣旨等

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。また、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場としても有益である。さらには、スポーツや文化活動を「する」ことのみに偏らず、「見る、支える、知る」と行った視点で、生涯にわたるスポーツや文化活動を豊かにするための関わり方を学ばせたり、部活動の様子の観察を通じた生徒理解等、その教育的意義は高い。

しかし、今日においては、部活動指導が教員の長時間労働や健康を害することにつながっていることや、適切な休養を伴わない、行き過ぎた活動による生徒の授業への影響やスポーツ障害の懸念など、様々な課題が社会で指摘されている。

こうしたことから下吉田中学校では、生徒や指導者にとって望ましい部活動の環境を整備し、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することを目的に「富士吉田市立下吉田中学校部活動ガイドライン」を策定する。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- 下吉田中学校は、平成 30 年 3 月スポーツ庁による「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び、同年 12 月文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、「やまなし運動部活動ガイドライン」を参考に「富士吉田市立下吉田中学校部活動ガイドライン」を策定する。
- 校長及び部活動顧問は、生徒、保護者及び地域の理解や協力体制を整えるため、以下の点に取り組む。

- ◆校長は、学校教育目標の実現に向けて本ガイドライン及び山梨県教育委員会が策定した方針に則り、「部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。
- ◆部活動顧問は、本ガイドラインに基づき、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績（以上「やまなし部活動ガイドライン(様式)」を使用）を作成し、校長に提出する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、部活動顧問を複数配置し、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を運営できるよう、適正な数の部活動を設置する。

- 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、各活動の運営、指導が顧問教員に任せきりとならなように、教員の負担軽減の観点にも配慮しつつ、学校全体としての指導・運営に係る体制の構築を図る。
- 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の指導状況を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- 校長は、県教育委員会、市町村教育委員会の指導の下、教員の適切な部活動指導の観点から、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」8 を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- 部活動顧問及び部活動指導員・外部指導者は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメント等の根絶を徹底する。
- 部活動顧問等は、適切な健康管理を行い、養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。特に熱中症の発症が予見され得る状況下での活動においては、特に留意して指導を行う。
- 部活動顧問等は、自身はもとより生徒の安全意識を高め、日頃から施設・設備・用具の点検や、安全確認の習慣化を図り、健康や環境に十分に留意して活動に取り組む。
- スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力・技術の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目や文化活動の特性等を踏まえた科学的トレーニングや効率的な練習を積極的に導入することにより、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。文化部の活動についても、長時間の活動は精神的・体力的な負担を伴い、また望ましい生活習慣の確立の観点からも課題があるものであり、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、一定の休息をとりながら指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

- 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

- ◆学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。ただし、シーズン期(教育内大会4週間前)の週休日に両日活動する場合には、休養日を他の日に振り替える。
- ◆生徒の1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ◆長期休業中は、夏季14日、冬季10日を活動日数の目安とする。ただし、必要に応じて生徒の健康を十分に考慮し、校長の許可を得た上でそれ以上活動することができる。
- ◆「きずなの日」は休養日とする。
- ◆定期試験前の一定期間は休養日とし、生徒が学習時間を確保できるよう配慮する。

- 校長は、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、各部活動に対して適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底する。
- 顧問は、事前に「月活動予定表」を提出し、活動時間・活動場所・輸送方法等を把握する。同時に「やまなし部活動ガイドライン(様式)」によって、休日の活動実績を把握し、年間70日を超えないように計画を立てる。

5 参加する大会や練習試合等の見直し

- 校長及び部活動顧問は、教育内大会以外の大会や練習試合等について、次により見直しを行う。

- ◆校長は、生徒の教育的意義、生徒や部活動顧問、保護者の負担等が過度とにならないことを考慮して、参加する大会や作品展等を精査する。
- ◆部活動顧問は、シーズン期とシーズン期以外の活動が、メリハリのついた活動となるよう、参加する大会等を精選し、年間活動計画に参加する大会等を位置付ける。

6 生徒や学校の動向を踏まえた環境の整備

- 校長は、生徒・教員数の動向に応じた部活動を年度ごとに設置する。その際、「持続可能な運営体制が整えられるように」することを十分検討し、教師の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、適正な数の部活動を設置する。
- 校長は、部員数の減少等に伴い、大会等に出場する人数を満たさなくなった場合は、その都度、「持続的な部活動」の観点で協議する。

7 その他

- 本ガイドラインは、令和2年5月1日から適用する。